

平成 18 年 11 月 20 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
三 菱 U F J 証 券 株 式 会 社

三菱 UFJ フィナンシャル・グループによる
三菱 UFJ 証券の完全子会社化に関する基本合意内容の変更について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄、以下 MUFG)と三菱 UFJ 証券株式会社(取締役会長 ^{ごみ やすまさ} 五味 康昌)は、株主および関係当局の承認を前提として、三菱 UFJ 証券を MUFG の完全子会社とすることについて、本年 8 月 29 日に方針を決定し、基本合意に基づき具体的な検討を進めてまいりましたが、今般、完全子会社化の予定時期を下記のとおり変更することとしました。

なお、完全子会社化の目的・方法および完全子会社化後の状況等、その他の基本合意の内容に変更はありません。

また、MUFG が本日公表しました業績予想に変更はありません。

記

1. 完全子会社化に向けた日程(予定)

	変更前	変更後
株式交換契約書承認取締役会	平成 18 年 11 月中旬	平成 19 年 3 月下旬
株式交換契約書の締結	平成 18 年 11 月中旬	平成 19 年 3 月下旬
株式交換契約書承認株主総会 (三菱 UFJ 証券のみ)	平成 19 年 2 月下旬	平成 19 年 6 月下旬 (定時株主総会)
株式交換の効力発生日	平成 19 年 3 月 31 日	平成 19 年 9 月 30 日

(注)本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、MUFG においては株式交換契約書に関する株主総会の承認を得ることなく行なうものです。

2. 変更の理由

米国におけるサーベンス・オクスリー法(SOX 法)や、日本における金融商品取引法など、世界的に企業の内部統制を求める枠組みが法制化されています。このような中、ニューヨーク証券取引所に上場している MUFG は、来年から SOX 法第 404 条の適用を受けることもあり、内部統制、特に財務報告の信頼性確保には慎重を期したいと考えています。今回の完全子会社化に必要な手続きにも、米国証券取引委員会(SEC)への米国基準財務諸表のファイリングが含まれており、その財務諸表作成に万全を期すため、日程を変更することとしました。

以 上

米国証券取引委員会 (SEC) への文書提出

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ (「MUFG」) は、三菱 UFJ 証券株式会社を完全子会社化するための株式交換に伴い、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会 (「SEC」: U.S. Securities and Exchange Commission) に提出いたしました。Form F-4 には、目論見書 (prospectus) 及びその他の文書が含まれています。Form F-4 の効力が発生した後、三菱 UFJ 証券は当該株式交換を承認するための投票が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書をその米国株主各位に対して発送する予定です。Form F-4 及び目論見書には、MUFG に関する情報、三菱 UFJ 証券に関する情報、本株式交換及びその他の関連情報などの重要な情報が含まれています。三菱 UFJ 証券の米国株主におかれましては、株主総会において本株式交換についての決定がなされる前に、本株式交換に関連して SEC に対して提出された Form F-4、目論見書、及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。Form F-4、目論見書及びその他の本株式交換に関連して SEC に提出される全ての文書は、提出後に SEC のホームページ (www.sec.gov) にて無料で公開されます。なお、株主の皆様には、本株式交換に関連して SEC に提出される可能性のある目論見書及びその他全ての文書を無料にて配布させていただきます。配布のお申し込みは、お電話・お手紙・電子メールにて承ります。

MUFG 担当者 :

Mr. Hitoshi Shimamura
〒100-8330
東京都千代田区丸の内2-7-1
電話 : 81-3-3240-6608
メール : Hitoshi_Shimamura@hd.mufg.jp

三菱UFJ証券担当者 :

Mr. Hiroshi Kutose
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-5-2
電話 : 81-3-6213-6584
メール : kutose-hiroshi@sc.mufg.jp

さらに、MUFG は、Form F-4、目論見書、及びその他、本株式交換に関連して SEC に提出する全ての文書に追加して、年次報告書 (アニュアル・レポート) 及びその他の情報を SEC に提出することが義務づけられます。これらの SEC に提出された文書は、SEC のホームページ (www.sec.gov) 又は民間の文書検索サービスを通して入手可能です。

将来の見通しに関する記述

本書には、MUFG、三菱 UFJ 証券、及び本完全子会社化後の事業についての将来の見通しに関する情報及び記述が含まれています。将来の見通しに関する記述とは、歴史的事実を述べるものではない記述を意味します。こうした記述には財政状態に関する見通し及び予測 (financial projections and estimates) 及びその前提、将来の事業・製品・サービス等に関する計画・目的・期待に関する記述、並びに将来のパフォーマンスに関する記述が含まれます。将来の見通しに関する記述は、一般に、期待する ("expect,")、予想する ("anticipates,")、考える ("believes")、意図する ("intends,")、予測する ("estimates") 又はその他これに類似した表現により特定されます。MUFG 及び三菱 UFJ 証券の経営陣は、そうした将来の見通しに関する記述に反映されている期待は合理的なものであると考えますが、将来の見通しに関する情報及び記述は、様々なリスクや不確定要素により影響を受ける事にご注意下さい。その多くは予測困難かつ MUFG 及び三菱 UFJ 証券の統御を越えたものである為、将来の見通しに関する記述の中で言及・示唆・予測されている情報及び記述は、実際の結果や状態と大きく異なる可能性があります。かかるリスクと不確定要素には、MUFG が SEC に提出した Form F-4 登録届出書に含まれる目論見書の "Cautionary Statement Concerning Forward-Looking Statements" (将来の見通しに関する記述についての注意事項) 及び "Risk Factors" (リスク要因) の項に列挙されたもの等を含めて、MUFG 及び三菱 UFJ 証券が SEC 又はその他の現地当局へ公式に提出した文書の中で検討又は指摘されている事項が含まれます。MUFG 及び三菱 UFJ 証券は、適用法により義務付けられている場合を除き、将来の見通しに関するいかなる情報及び記述もそれを更新又は改定する義務を一切負わないものとします。